第二号イの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 空港協力事業株式会社 | 千葉県成田市大清水二百三十五番地一 | 工業包装 |

**○法務省告示第五百九十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| サンスダ建設株式会社 | 千葉県佐倉市井野九百七十二番地一 | 建設機械施工 |
| 株式会社Ｋｆスチール | 東京都小平市美園町一丁目十八番二号 | 鉄筋施工 |

**○法務省告示第五百九十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社平野製作所 | 岩手県北上市村崎野二十二地割八十三番地十九 | 機械加工 |
| 株式会社田村製作所 | 新潟県長岡市鳥越二千二百五十五番地一 | 溶接 |

**○法務省告示第五百九十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ジャパンフレッシュ | 愛知県名古屋市熱田区三本松町十八番四十三号 | 惣菜製造業 |

**○法務省告示第五百九十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 富士テクノ株式会社 | 静岡県沼津市足高字尾上二百九十四番地の二十二 | 溶接 |

**○農林水産省告示第二千五百八十七号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24582号

2　品種登録の年月日　平成27年11月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　きらほ

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岩手県

岩手県盛岡市内丸10番１号

7　出願公表の年月日　平成25年７月５日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百八十八号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24595号

2　品種登録の年月日　平成27年11月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Tulipa L.

4　登録品種の名称　炎の恋（ほのおごい）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

富山県

富山県富山市新総曲輪１番７号

7　出願公表の年月日　平成25年７月５日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百八十九号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十一月十七日　第十一号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

カナディアン　ミル　サービス　アソシエーション（ＣＭＳＡ）　カナダ　ブリティッシュ　コロンビア州　ニューウエストミンスター　六番通り　六百一―二百

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、単板積層材、合板並びにフローリング

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

カナダ　ブリティッシュ　コロンビア州　ニューウエストミンスター　六番通り　六百一―二百

**○農林水産省告示第二千五百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**